

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月10日
【四半期会計期間】	第38期第1四半期（自 2023年6月1日 至 2023年8月31日）
【会社名】	株式会社プロパスト
【英訳名】	PROPERST CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津江 真行
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03 - 6685 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03 - 6685 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期 第1四半期 累計期間	第38期 第1四半期 累計期間	第37期
会計期間	自 2022年 6 月 1 日 至 2022年 8 月31日	自 2023年 6 月 1 日 至 2023年 8 月31日	自 2022年 6 月 1 日 至 2023年 5 月31日
売上高 (百万円)	7,701	7,128	20,015
経常利益 (百万円)	1,172	1,218	2,098
四半期(当期)純利益 (百万円)	927	843	1,562
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,750	1,750	1,750
発行済株式総数 (株)	35,147,915	35,147,915	35,147,915
純資産額 (百万円)	8,119	9,541	8,766
総資産額 (百万円)	26,810	31,907	30,950
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	27.03	24.58	45.56
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	26.72	24.32	45.07
1株当たり配当額 (円)	-	-	2.00
自己資本比率 (%)	30.0	29.6	28.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスク及び前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、緩やかに回復しております。

個人消費は、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに持ち直しております。経済活動の正常化により、外食や旅行などのサービス消費が緩やかに増加しております。「家計調査」では、実質消費支出（4～6月期平均）が前期比3.0%減となった一方、小売業販売額（7月）は前月比2.1%増となっております。設備投資は、持ち直しの動きが続いているものの、一時的な足踏みの動きがみられます。法人企業統計季報の4～6月期の全産業（金融業、保険業を除く）の設備投資は、前期比1.2%減となり5四半期ぶりの減少となりました。また、民間設備投資の先行指標である機械受注（船舶・電力を除く民需）（7月）は、前月比1.1%減と前月比で2.7%増加した6月から一転減少しております。輸出は、このところ持ち直しの動きがみられます。輸出数量指数（8月）は、前月比1.7%減となりましたが、前月までは2ヶ月連続で前月水準を上回る状況が続いておりました。輸入については、おおむね横ばいとなっております。輸入数量指数（8月）は、前月比2.1%減となりましたが、前月までは2ヶ月で前月水準を上回る状況が続いておりました。

当社が属する不動産業界においては、おおむね横ばいの動きとなっております。先行指標となる新設住宅着工戸数の季節調整済み年率換算値は、7月が778千戸と前月比4.1%減となり、2ヶ月連続の減少となりました。また、首都圏マンションの初月契約率については、8月が68.6%となりましたが、2月以降は概ね好不況の分かれ目とされる70%を上回る水準で推移しております。

このような状況の中、当社は、新規物件の取得や保有物件の売却を進めてまいりました。この結果、売上高は7,128百万円（前年同四半期比7.4%減）、営業利益1,356百万円（同7.2%増）、経常利益1,218百万円（同3.9%増）、四半期純利益843百万円（同9.1%減）となりました。

当第1四半期累計期間におけるセグメントの経営成績は、次のとおりであります。

（分譲開発事業）

当社では、顧客への引渡時に売上を計上しております。分譲開発事業では、成約上の完売物件があるものの、2023年10月の引渡予定のため、売上計上する引渡物件がありませんでした。この結果、売上高はゼロとなりました（前年同四半期のセグメント売上高はありませんでした）。上記の理由から、セグメント利益もありませんでした（前年同四半期のセグメント損失は3百万円）。

（賃貸開発事業）

賃貸開発事業では、首都圏を中心に用地取得から賃貸マンションの企画・建築・販売を行っており、湯島2プロジェクト、豊町プロジェクト及び長崎プロジェクト等の9物件を売却いたしました。この結果、売上高は6,790百万円（前年同四半期比22.4%増）、セグメント利益は1,569百万円（同26.8%増）となりました。

（バリューアップ事業）

バリューアップ事業では、中古の収益ビルを購入し、外観や設備が経年劣化した不動産に対して効率的に改修を行うことで、既存の建物の付加価値を高めた上で売却しており、大原プロジェクト1物件の売却をいたしました。この結果、売上高は338百万円（前年同四半期比84.3%減）、セグメント利益は47百万円（同86.2%減）となりました。

当第1四半期会計期間末における資産は、前事業年度末から957百万円増加し、31,907百万円となりました。負債につきましては、前事業年度末から182百万円増加し、22,365百万円となりました。また、純資産につきましては、前事業年度末から774百万円増加し、9,541百万円となりました。前事業年度末からの主な変動要因は、以下のとおりであります。

資産につきましては、保有物件の売却を積極的に進めた一方で業績の原資となる仕入れを推進したことから、現金及び預金が304百万円減少したものの、販売用不動産と仕掛販売用不動産が合わせて2,061百万円増加したことによるものであります。また、その他において主に前渡金等が756百万円減少したことも影響しております。

負債につきましては、物件売却を進める一方で物件仕入を推進したことにより、借入金が630百万円増加したことによるものであります。

純資産につきましては、主に利益剰余金が774百万円増加したことによるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金需要の主なものは、運転資金需要と販売用不動産の取得及び建築費に必要な資金等であります。運転資金については、内部資金を充当し、必要に応じて金融機関より短期借入金で調達を行っております。また、販売用不動産の取得及び建築費等については、金融機関より短期借入金及び長期借入金で調達を行っております。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年10月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,147,915	35,147,915	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	35,147,915	35,147,915	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年6月1日～ 2023年8月31日	-	35,147,915	-	1,750	-	772

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第 1 四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（2023年 5 月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年 8 月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 833,700	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 34,219,600	342,196	-
単元未満株式	普通株式 94,615	-	-
発行済株式総数	35,147,915	-	-
総株主の議決権	-	342,196	-

（注）「単元未満株式」欄には、自己株式20株が含まれています。

【自己株式等】

2023年 8 月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社プロパスト	東京都港区麻布十番 1-10-10	833,700	-	833,700	2.37
計	-	833,700	-	833,700	2.37

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年 5月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2023年 8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,428	5,124
売掛金	0	1
販売用不動産	8,348	10,421
仕掛販売用不動産	13,653	13,642
貯蔵品	3	4
その他	2,884	2,128
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	30,319	31,322
固定資産		
有形固定資産	19	17
無形固定資産	2	2
投資その他の資産	608	564
固定資産合計	630	584
資産合計	30,950	31,907
負債の部		
流動負債		
買掛金	93	63
短期借入金	2,915	4,955
1年内返済予定の長期借入金	10,129	8,365
未払法人税等	528	359
引当金	28	52
その他	782	508
流動負債合計	14,476	14,304
固定負債		
長期借入金	7,629	7,984
引当金	52	53
その他	25	23
固定負債合計	7,707	8,061
負債合計	22,183	22,365
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,750	1,750
資本剰余金	772	772
利益剰余金	6,293	7,068
自己株式	135	135
株主資本合計	8,680	9,455
新株予約権	86	86
純資産合計	8,766	9,541
負債純資産合計	30,950	31,907

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)
売上高	7,701	7,128
売上原価	5,956	5,413
売上総利益	1,745	1,715
販売費及び一般管理費	479	359
営業利益	1,265	1,356
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	1
為替差益	6	3
受取保険金	-	9
受取補償金	20	-
その他	5	0
営業外収益合計	32	15
営業外費用		
支払利息	102	106
融資手数料	21	45
その他	0	-
営業外費用合計	124	152
経常利益	1,172	1,218
特別利益		
新株予約権戻入益	1	-
固定資産売却益	1	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前四半期純利益	1,175	1,218
法人税、住民税及び事業税	386	338
法人税等調整額	138	36
法人税等合計	247	375
四半期純利益	927	843

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りを含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 2022年 6 月 1 日 至 2022年 8 月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2023年 6 月 1 日 至 2023年 8 月31日)
減価償却費	1 百万円	2 百万円

(株主資本等関係)

前第 1 四半期累計期間(自2022年 6 月 1 日 至2022年 8 月31日)

1. 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年 8 月25日 定時株主総会	普通株式	68	2	2022年 5 月31日	2022年 8 月26日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は、2022年 7 月11日開催の取締役会において、会社法第165条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、自己株式の取得を行いました。この自己株式の取得により、自己株式が29百万円増加し、当第 1 四半期会計期間末において151百万円となっております。なお、当該決議に基づく自己株式の取得につきましては、2022年 7 月15日をもって取得を終了しております。

当第 1 四半期累計期間(自2023年 6 月 1 日 至2023年 8 月31日)

1. 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年 8 月29日 定時株主総会	普通株式	68	2	2023年 5 月31日	2023年 8 月30日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2022年6月1日 至 2022年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	分譲開発 事業	賃貸開発 事業	バリュー アップ事業	計			
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	-	5,547	2,153	7,701	7,701	-	7,701
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	-	5,547	2,153	7,701	7,701	-	7,701
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	-	5,547	2,153	7,701	7,701	-	7,701
セグメント利益又は損 失()	3	1,237	342	1,577	1,577	311	1,265

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 311百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間（自 2023年6月1日 至 2023年8月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計	調整額 （注）1	四半期 損益計算書 計上額 （注）2
	分譲開発 事業	賃貸開発 事業	バリュー アップ事業	計			
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	-	6,790	338	7,128	7,128	-	7,128
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	-	6,790	338	7,128	7,128	-	7,128
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	-	6,790	338	7,128	7,128	-	7,128
セグメント利益	-	1,569	47	1,617	1,617	261	1,356

（注）1. セグメント利益の調整額 261百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 2022年 6 月 1 日 至 2022年 8 月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2023年 6 月 1 日 至 2023年 8 月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	27円03銭	24円58銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	927	843
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	927	843
普通株式の期中平均株式数 (千株)	34,316	34,314
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	26円72銭	24円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	388	369
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2016年10月11日及び2016年10月21日取締役会決議 ストック・オプション (第11回新株予約権) (株式の数 107千株)	

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2023年10月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 400,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.17%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 60,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2023年10月11日～2023年10月31日 |
| (5) 株式の取得の方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2023年9月11日開催の取締役会において、当社の取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議し、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を実施いたしました。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年9月29日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 76,200株
(3) 処分価額	1株につき149円
(4) 処分価額の総額	11,353,800円
(5) 割当予定先	取締役7名 76,200株(社外取締役4名 16,000株)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年7月13日開催の取締役会において、当社の取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、2020年8月27日開催の第34期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の内枠で、当社の取締役に対して年額20百万円以内(うち社外取締役分は年額5百万円以内)の金銭報酬債権を支給すること、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、並びに(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有すること、及び(ii)当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

< 本制度の概要 >

当社の取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役に対して年16万株以内(うち社外取締役分は年4万株以内)とし、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、当社は、2023年9月11日開催の取締役会において、当社の取締役7名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計11,353,800円（うち社外取締役分は2,384,000円）と引き換えに、当社の普通株式76,200株（以下「本割当株式」といい、このうち社外取締役分は16,000株となります。）を処分することを決議し、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を実施いたしました。

< 譲渡制限付株式割当契約の概要 >

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしましたが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2023年9月29日（払込期日）から当社の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2023年9月8日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である149円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年10月 6 日

株式会社プロパスト

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 園山 隆幸
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの2023年6月1日から2024年5月31日までの第38期事業年度の第1四半期会計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プロパストの2023年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。